

町の慣行の取扱いに関すること（協定項目18）

町の慣行の取扱いについて、つぎのとおり提案する。

- 1．町章及び町旗については、新町発足時までに定めるものとする。
- 2．町民憲章については、新町において定めるものとする。
- 3．町の木・花・鳥・歌については、現行のとおりとする。
- 4．各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 5．表章制度については、新町発足後において新たな制度を創設するものとする。



平成17年 4月21日提出

大方町・佐賀町合併協議会  
会長 下村正直

大方町・佐賀町合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	18 町の慣行の取り扱いに関すること	関係項目	
調整の内容	1. 町章及び町旗については、新町発足時までに定めるものとする。 2. 町民憲章については、新町において定めるものとする。 3. 町の木・花・鳥・歌については、現行のとおりとする。 4. 各種宣言については、新町において定めるものとする。 5. 表彰制度については、新町発足後において新たな制度を創設するものとする。		

現況		調整の具体的内容
大方町	佐賀町	
町章（昭和40年10月1日） 	町章（昭和45年4月1日） 	新町発足時までに定める。
町民憲章 （なし）	町民憲章（平成2年11月3日） わたくしたちの町は、黒潮香る太平洋に面し、清流伊与木川と緑濃い山々に抱かれた、人情豊かな町です。 わたくしたちは、このめぐまれたふるさとを愛し、活力にみちた明るくうおいある 町づくりを願って、佐賀町制施行50周年を記念し、ここに町民憲章を定めます。 1. わたくしたちは、力いっぱい仕事に励み、活気あふれる豊かな町をつくります。 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、心身共に健康で明るい町をつくります。 1. わたくしたちは、ひとを大切に、香り高い文化の町をつくります。 1. わたくしたちは、ふれあいで、心と心を結びあう福祉の町をつくります。 1. わたくしたちは、ふるさとを愛し、子どもたちが夢と希望のもてる町をつくります。	新町において定める。

現 況		調整の具体的内容
大方町	佐賀町	
<p>「町の木」「町の花」「町の鳥」  (平成元年3月22日等)  町の木 松(黒松)  町の花 ゆり  町の鳥 しろちどり</p> <p>「町の歌」  大方音頭  (昭和25年6月)</p> <p>宣 言  大方町部落完全解放宣言  (昭和49年12月26日)  非核大方町宣言決議  (昭和63年6月27日)  人権宣言に関する決議  (平成7年9月28日)</p> <p>表彰制度  大方町表彰(昭和49年3月20日)  産業、教育、文化、政治、社会労働その他公共の福祉に関し特に優れた善行があり、若しくは特に顕著な功績のあった者を表彰し、町民生活に希望と活力を与へ地方自治の向上に資することをもって目的とする。  (大方町表彰規則・大方町表彰審査会規程)</p>	<p>「町の木」「町の花」「町の鳥」  (昭和40年頃)  町の木 オガタマ  町の花 ヤブツバキ  町の鳥 メジロ</p> <p>「町の歌」  ふるさとは黒潮のまち  (平成2年11月3日)  新佐賀音頭  (平成2年11月3日)</p> <p>宣 言  佐賀町民憲章  (平成2年11月3日)</p> <p>表彰制度  佐賀町表彰(平成12年度)  町制施行記念日を基本に、町政の遂行に協力してその功績が大きいと認められるもの等を表彰する。  (佐賀町表彰基準)</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>新町において定める。</p> <p>新町発足後において新たな制度を創設する。</p>